

木更津駐屯地におけるオスプレイ定期機体整備について

平成29年1月20日

千葉県総合企画部政策企画課

電話：043-223-2205

防衛省北関東防衛局から、県及び木更津市に対し、市が締結を求めていた、木更津駐屯地における米海兵隊オスプレイの定期機体整備に関する覚書を取り交わした旨、本日、連絡がありました。

その概要は次のとおりであり、これを受け、知事からコメントを公表いたしました。

1 覚書の概要及び情報提供について

- ・ オスプレイの定期機体整備に関し、防衛省と米軍及び富士重工業株式会社との間で、木更津駐屯地における運用時間、場周経路(*)及び試験飛行の空域等が確認され、覚書が取り交わされた。
(別添1のとおり)
- ・ また、オスプレイが定期機体整備で木更津駐屯地に飛来等の場合は、北関東防衛局から県と市に対し、情報提供されることとなった。

*場周経路とは、離着陸する航空機の流れを整えるために、滑走路周辺に設定された飛行経路を言います。

2 知事コメント

- ・ 別添2のとおり

3 その他

- ・ 今後、木更津駐屯地への飛来等の情報は、県ホームページに掲載します。

(県ホームページ内で「飛来情報」で検索してください)

* 木更津市ホームページにリンクする形となります。

* 防衛省からの提供の状況により、事後となる場合があります。

V-22オスプレイの定期機体整備に際しての
陸上自衛隊木更津駐屯地の使用に関する確認事項

平成29年1月
防衛装備庁

① 木更津駐屯地における運用時間

- ア 飛行等（タクシング及びホバリングを含む）
 - 月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時の間（基準時間）
- イ 格納庫内外での作業（エンジン始動等を含む）
 - 月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時の間（基準時間）
- ウ その他
 - 富士重工業(株)の休日の飛行等、NOTAM（NOTICE TO AIRMEN）に抵触する飛行等、木更津駐屯地から示される飛行制限に抵触する飛行等が行わない
 - 特に夜間の騒音発生については十分配慮

② 場周経路

- 木更津飛行場の西側場周経路（海側）を使用

③ 試験飛行の空域

- 東京湾南部及び相模湾上空を使用

④ その他

- 定期機体整備の実態を踏まえ、引き続き防衛省、米軍及び富士重工業(株)で調整

※ 上記内容について、防衛省、米軍及び富士重工業(株)で確認

木更津駐屯地におけるオスプレイ定期機体整備について

平成 29 年 1 月 20 日
千葉県知事 森田 健作

このたび、木更津市の要請に応え、防衛省と米軍及び富士重工業株式会社との間で、オスプレイの定期機体整備に際しての陸上自衛隊木更津駐屯地の使用に関する事項について、覚書の取り交わしにより確認されるとともに、市民の安全安心を確保するための情報提供のルールがつけられました。

市は、これらを意義深いものと受け止め、運用開始後は確認された内容について、誠意を持って遵守していただきたいとすることから、県としても、こうした市の意向を尊重したいと考えております。

防衛省と米軍には、覚書による確認内容を遵守し、引き続き、徹底した安全対策を行うとともに、騒音等により地域環境に影響を及ぼすことがないように、万全の措置を講じていただきたいと思っております。

参 考

木更津市長コメント（1月20日 市リリースから抜粋）

防衛省が市の要請に対応し、MV-22オスプレイの定期機体整備に際しての陸上自衛隊木更津駐屯地の使用に関する事項について、覚書の取り交わしにより確認されたこと、また、市民の安全・安心を確保するための情報提供のルールづくりがされたことは、意義深いものがあると考えております。

MV-22オスプレイの定期機体整備は、今月下旬を目途に開始される予定と伺っております。運用開始後は、これまで確認された内容について、誠意を持って遵守していただきたいと考えております。

なお、定期機体整備においては、空中給油を含む訓練は予定していない旨、防衛省から説明を受けております。

市としては、市民生活に支障をきたすことがないように定期機体整備を注視し、状況により防衛省と必要な調整を行うなど、今後も、出来る限りの対応を行ってまいります。